

求刑を越す判決を下した大阪地裁判決に対する会長声明

7月30日に大阪地裁で、自宅を訪ねてきた姉を刺殺したとして殺人罪に問われた被告への判決が下された。判決は求刑（懲役16年）を上回る殺人罪の有期懲役刑の上限となる懲役20年を言い渡した。

判決は被告がアスペルガー症候群という精神障害を有していることを認識して下されている。

求刑を越える判決が下された理由として判決文には、「健全な社会常識という観点からは、いかに病気の影響があるとはいえ、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点を持つ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される」「被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り、社会内で受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配される」「許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深める必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」といった理由が記載されている。

この判決理由を端的にまとめれば、「障害があること及びその支援を本人や家族の責に帰し、さらに危険な障害者は刑務所に入れておくことが社会秩序の維持にかなう」ということになってしまう。

私たちは倫理綱領ですべての人がかけがえのない存在として尊重し排除のない社会、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指している。そのためにソーシャルワークを駆使し、高齢者や障害者、すべての人が地域で自立し参加ができるインクルーシブな地域社会の実現を目指している。今回は全く逆の考え方が示されてしまった。さらに、障害者特性の理解に疑問を感じるとともに障害者への偏見につながることを懸念される。

今回の判決理由には多くの点において異を唱えずにはいられない。しかし、その一方でこのような判決が下される理由として、罪を犯した障害者に対する福祉支援施策の不充分さ、そこに関わる人材活用の不足などが挙げられる。私たちは社会福祉専門職団体として、また社会福祉士として、より一層人間の福利の増進を目指して現場実践に取り組まなければならない。

2012年 8月 7日
(社) 日本社会福祉士会
会 長 山村 睦